

電源 I' 厳気象対応調整力に関する契約書（案）

株式会社*****（アグリゲーター）（以下「甲」という。）及び株式会社*****（小売電気事業者）（以下「乙」という。）は、甲が、一般送配電事業者としての*****株式会社（以下「丙」という。）に対し、電源 I' 厳気象対応調整力（kW）契約書及び電源 I' 厳気象対応調整力（kWh）契約書にもとづき、乙が確保し、乙の需要家（下記に定める需要家をいう。）が需要抑制を行うことにより生じた供給力を甲に電源 I' 厳気象対応調整力として供給すること（以下「本件供給」という。）に関し、次のとおり契約する（以下「本契約」という。）ものとする。

記

対象需要家

- ・ 対象需要家名 : *****
- ・ 供給地点特定番号 : *****
- ・ 需要抑制予定電力 : *****kW
- ・ 需要抑制予定期間 : 2019 年〇月～2020 年〇月
- ・ 需要抑制予定曜日 : 月曜～金曜
- ・ 需要抑制予定時間 : ** : **～** : **

（本件供給等）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところにしたがい、本件供給に関し協議を行い、甲が本件供給を行うこと、及び乙がその為の供給力を確保するものとする。

（契約の有効期間）

第2条 本契約の有効期間は、2019 年〇月〇日から 2020 年〇月〇日までとする。

- 2 乙と対象需要場所との間の電源 I' 厳気象対応調整力の供給期間が延長された場合は、本契約の有効期間も同期間延長されるものとする。

（調整金の算定）

第3条 甲は乙に対し、本件供給の対価として、次項以下に定めるところにより、調整金を支払うものとする。

- 2 調整金は、30 分ごとの需要抑制電力量に、次項に定める調整金単価を乗じてえた値を合計したものとする。
- 3 調整金単価は、30 分ごとに定めることとし、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラインの*****（ $a \cdot b \cdot c \cdot d$ ）に相当する*****（調整金の算出方法）によって算出した金額とし、消費税等相当額を含むものとする。

(調整金の算定期間)

第4条 調整金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。但し、調整金の適用を開始、または本契約が終了した場合の調整金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または本契約が終了した日の属する月の1日から終了日の前日までの期間（特別の事情がある場合は、本契約が終了した日の属する月の1日から終了日までの期間）とする。

(需要抑制電力量の算定)

第5条 30分ごとの需要抑制電力量の算定は、次の各号のとおりとする。ベースライン（需要抑制を行う場合の基準となる、需要抑制を行わない場合の需要電力量の計画値をいう。以下同じ。）の算定は、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラインに基づいて行うものとする。

(1) 需要電力量がベースラインを上回る場合

需要抑制電力量は、零とする。

(2) 需要電力量がベースラインと一致または下回る場合

次の算式によって算定された値とする。

需要抑制電力量＝ベースライン－需要電力量

※ただし、需要抑制電力量の上限は、同時間単位当たりの乙と乙の需要家の電力小売供給契約における電力量とする。

(調整金の取り纏め及び支払期日・支払方法)

第6条 調整金は、月ごとに算出されるものとし、甲は、毎月末に取り纏め、丙より提供される、日毎・48コマ毎の甲が算定したベースライン、需要抑制量調整受電計画電力量（抑制計画値）、接続供給電力量（実績電力量）、接続対象電力量（損失率で割戻した実績電力量）、が記載された帳票を乙に提出し、乙の承諾を得た上で、*****までに乙に提出し、乙は当該抑制電力量及び調整金の数字を確認の上、それを基に*****までに甲へ請求書を発行するものとする。但し、丙からの甲への抑制電力量の通知が遅れた場合には、甲から乙へその旨並びに当該抑制電力量及び調整金の通知予定日を連絡するものとする。乙は当該抑制電力量及び調整金の通知受領後、*****に数字を確認の上、甲へ請求書を発行するものとする。甲は*****までに、乙が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。尚、発動がなかった月は上記を省略できるものとする。

(需要抑制に関する情報提供)

第7条 甲は、丙から甲に対して需要抑制の指令があったのち、可能な限り速やかに、乙に対して、需要抑制の発動の開始時刻、終了時刻及び需要抑制量計画値を提供するものとする。

(合意による解約)

第8条 甲乙いずれか一方がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除等)

第9条 甲または乙が、本契約に定める規定に違反した場合、相手方は、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

催告を行なった後、*****日を経過しても当該催告をされた者が本契約を履行しなかった場合、当該催告をした者は、相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、相手方は、当該違反または該当した者に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
 - (2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
 - (3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- 2 甲が締結する電源「**1** 厳気象対応調整力 (kWh) 契約が、解約または解除された場合、本契約も当然に終了するものとする。

(契約の承継)【本条項は、不要であれば、削除しても良い】

第10条 甲または乙が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に係る部分の全部を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第11条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合

- (2) 反社会的勢力が 経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して次のいずれかの行為を行った場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

2 甲及び乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

（損害賠償）

第 12 条 甲または乙が、本契約に違反して、相手方もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害及び特別損害を含まない。）を与えた場合、当該損害を与えた者は、その賠償の責を負うものとする。

（消費税等相当額）

第 13 条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

（単位及び端数処理）【本条項は、不要であれば、削除しても良い】

第 14 条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、前条で定める消費税等相当額を加算して授受する場合は、消費税が課される金額ならびに消費税等相当額の単位はそれぞれ 1 円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

（運用細目）【本条項は、不要であれば、削除しても良い】

第 15 条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で協議のうえ、定めるものとする。

（合意管轄及び準拠法）

第 16 条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、*****裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

- 2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

- 第 17 条 甲及び乙は、本契約締結の事実、本契約及び本契約にもとづく取引に関する情報（以下「秘密情報」という。）について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得て開示する場合、電源 I' 厳気象対応調整力 (kW) 契約及び電源 I' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約の履行のため丙に開示する場合または電気事業法及びその他法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に開示する場合は、この限りでない。
- 2 甲及び乙は、本契約を履行する目的以外の目的で、秘密情報を利用しないものとする。
- 3 本条は本契約終了後も永久、かつ有効に存続する。

(本契約の変更)

- 第 18 条 本契約は、甲及び乙の書面による同意がない限り、変更することができないものとする。

(協議事項)

- 第 19 条 本契約に定めのない事項については丙の託送供給等約款及び系統運用ルール、乙の電力売買約款等（以下「本契約等」という。）によるものとする。
- 2 系統運用ルールまたはエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン、ネガワット取引に関する運用見直し等があれば、本契約もそれに応じた見直しを実施する。
- 3 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ 1 通を保有する。

〇〇年 〇 月 〇 日

甲： 住所
商号
代表取締役 社長執行役員 〇〇 〇〇

乙： *****
